

BTMU

CHINA WEEKLY

トピックス：中国第2四半期 GDP への評価～外資企業の視点から～

7月18日、中国の第2四半期 GDP が発表された。実質で前年同期比 11.3%の成長に対する評価は、内外で「過熱である」とする見方と「過熱でない」とする見方に分かれているようだが、発表後の国家統計局の記者会見では中国政府の見方は、「上半期の経済状況は良好かつ高成長を維持している」であり、危機感を抱いている様子は伺われない。主要なエコノミストの見解でもこれに近いものが多い。7月21日に発表された預金準備率の 0.5%ポイント引き上げを含め、最近の引締め策の効果を今しばらく見守るというのが当局のスタンスだろう。

こうした見方はいささか常識的に過ぎる感があるが、現在の中国経済は当局の手腕の高さも加わり、ジャーナリスティックな論点が少なくなっていることも事実だろう。こうした中で、今回の発表での記者会見から外資企業として注目しておくべき二つのポイント、中国への投資の減少と外貨準備の増加に関するものをとりあげてみた。

本年上半期経済指標に伴う国家統計局の記者会見（7月18日）より

Q：今年上半期の対名直接投資（実行ベース）は小幅に減少したが、その原因と下半期の見通しについて教えて欲しい。

A：対内資直接投資（実行ベース）は前年同期比で 0.5%減と、ほぼ横這いであった。この背景には、①科学的発展観（持続的且つ調和のとれた社会発展を目指すこと）の方針の下で、地方が環境保護、社会保障、土地使用の規範化を行い、投資コストが上昇したこと、②現在は民間資本から十分な資金調達が可能なこと、③他国も外資誘致に注力した結果、他国の投資環境も魅力的となったこと、④ここ数年の対内直接投資の水準は年間 500-600 億米ドルと水準が高く更なる拡大は難しいこと、などがある。下半期の見通しだが、昨年並みの水準となるだろう。外資の活用を通じて国際的な資本移動に関与することは中国と世界の発展に役立つし、中国の外資利用の方針は変わらない。次に、中国はここ数年取り入れた巨額の外貨投資を消化する必要がある。対内直接投資の減少は国際収支不均衡の改善、外資利用の質の向上、科学的発展観の徹底に効果がある。中国の投資環境と投資見通しは良好であり、中国はいままで通り、海外投資者の進出を歓迎する。

Q：上半期、中国の外貨準備高が急増したが、その原因を説明して欲しい。

A：中国の外貨準備高の増加は、①貿易黒字の増加、②対内直接投資、③資本項目及びその他金融項目での外資流入による。①貿易では、輸出は高い伸び率を続けているが伸び率は鈍化した。一方、輸入の伸びは前年比で上昇し貿易黒字減少に寄与した。しかし、加工貿易が貿易全体の 50%を占める構造から国際収支均衡の達成は容易ではない。そのため上半期に、原油、精製油、鉄鉱石等原材料の輸入が伸び、石炭、コークス、鉄鋼、アルミ等の輸出が大幅に減少したにもかかわらず貿易黒字は縮小しなかった。②対内直接投資では、従来、外資は中国で得た配当利益を海外へ送金したが、現在は中国での再投資の傾向が強い。③資本項目については、中国企業の海外上場後、調達資金を国内に持ち込んだことが大きい。これらの要因から中国の外貨準備高は引続き増加することとなった。

中国政府は外貨準備高の増加を意図的に進めていない。逆に、貿易黒字の減少、資本流入管理の強化、外貨流出の規制緩和、QDII の実施、海外投資の拡大等を通じて、外貨準備高の削減に努力している。なかでも貿易黒字削減に関しては、他国の協力が必要である。とりわけハイテク製品の輸入について、輸出国の規制緩和がない限り、中国は輸入できない。これら措置の実施に伴い、中国の外貨準備高の増加は次第に逡巡するものと見ている。

（弊行 北京支店記）

この余裕に満ちた回答の外資企業への示唆は、今後、豊富な外貨準備の中で、外資企業は選別されそうということと、通貨危機後の GITIC のような対外決済面での問題は起こりそうにないということであろうか。高成長の継続も、所得の向上と社会の安定という面から決して居心地が悪いものではないだろう。ただ、資本主義的な景気循環の経験が少ないことから次の景気後退局面での対応は少しだけ心配してもよいかもしれない。

CHINA WEEKLY DIGEST

1. 経済

●1-5月 地域別経済運営状況

商務部地区経済局は、4つの経済地区(*)の本年1-5月の経済統計を発表した。これによると西部地区は投資、消費、貿易のいずれに於いても目覚ましい伸びを示している。都市部固定資産投資は4地区とも急増。特に西部、東北、中部は30%を越える大幅な伸びとなった。下期はやや減速するものの、西部、東北、中部では引続き30%以上の増加が見込まれるという。社会消費財小売総額も全体的に増加傾向にある。輸出は4地区とも前年の伸び率に比べ鈍化する一方、輸入の伸び率はいずれも増加した。なかでも西部の伸びが顕著となっている。

	西部	東北	中部	東部
都市部固定資産投資伸び率	32.10% (0.37)	39.81% (2.79)	38.33% (7.38)	24.86% (3.57)
社会消費財小売総額伸び率	13.16% (0.74)	12.17% (▲0.3)	14.24% (2.63)	14.31% (1.11)
輸出入伸び率	26.04% (4.28)	14.38% (▲12.26)	17.21% (▲10.76)	24.51% (1.57)
輸出伸び率	28.35% (▲5.44)	14.89% (▲34.88)	16.67% (▲19.3)	26.43% (▲5.9)
輸入伸び率	23.2% (13.75)	13.75% (6.87)	17.99% (0.05)	22.37% (8.36)

(*) **西部開発区**: 広西、重慶、四川、貴州、雲南、チベット、陝西、甘肅、青海、寧夏、新疆及び内モンゴルとの12省; **東北地区**: 黒竜江、吉林及び遼寧との3省; **中部崛起区**: 安徽、江西、河南、湖南及び湖北との6省; **東部沿海地区**: 北京、天津、河北、上海、江蘇、浙江、福建、山東、広州及び海南との10省。

3. 貿易・投資

●6月 主要都市不動産価格 前年同月比 5.8%上昇

発展改革委員会、国家統計局によると6月の70大中都市不動産販売価格は前年同月比 5.8%増、前月比 0.7%増の微増に留まった。主要都市の数値は以下の通り。

<2006年6月 全国主要都市不動産販売価格指数表>

地区	不動産販売価格指数		新規住宅		中古住宅	
	前年 同月比	前月 比	前年 同月比	前月 比	前年 同月比	前月 比
全国	105.8	100.7	106.6	100.8	104.9	100.6
北京	110.1	101.5	111.2	101.2	109.4	102.9
上海	97.4	100.1	94.6	100.1	102.0	100.2
広州	107.8	101.0	110.0	100.7	104.5	101.2
深セン	114.6	101.2	114.6	100.9	116.2	101.2

●上海市の多国籍企業地域本部設立 143社

上海市は今年の外資導入方針として、多国籍企業の統括拠点設置に重点を置いているが、上海市対外経済貿易委員会によると、統括機能を有する多国籍企業の1-6月の同市への進出は46社で、うち地域本部19社、投資性公司(傘型企業)12社、R&D15社と、統括拠点設立が着実に増加している。なお、累計では上海地域本部143社、投資性公司142社、R&D185社となっている。

2. 産業

●第1四半期の電子商取引金額 2,250億元に上る

中央政府のサイトによると、昨今中国の電子商取引の発展は著しく、本年第1四半期の電子商取引総額は前年同期比 50%増の2,250億元に達した。

国内インターネットユーザーは既に1.3億人を上回り、ウェブサイト数は約70万、インターネット取引額は、2004年が3,500億元、2005年には5,531億元となり、インターネットユーザーの消費総額は135.05億元に上るという。

但し、電子商取引には、①サイトは立ち上がったものの業務開始に至っていない企業が多い、②ネット取引の信頼性、支払の安全性、物流の効率性の問題がある、③人材とコア技術が不足している等解決すべき点が残る。

●1-6月小排気量車販売台数 6割を超える

中国自動車工業協会の最新統計によると、1-6月の国産乗用車販売台数180.39万台に対し、1~1.6L以下の小型乗用車は54.22%の97.81万台、1L以下は8.97%の16.18万台となり、小排気量車の販売全体に占める割合は6割を超えた。従来、政府は渋滞等の交通問題の原因となる小型車の走行を制限していたが、本年よりエネルギー・環境対策の一環として小型車利用奨励策に転じ、その効果が現れたものと見られる。

4. 金融・為替

●銀监会年央会議 本年下期の重点業務発表

中国銀行業監督管理委員会(銀监会)は18日、2006年年央会議を開催し、劉明康主席より中国金融情勢の分析、上期の業務をレビューした上で、下期の重点業務を明らかにした。外資に関連する主な内容は以下の通り;

①国有商業銀行 株式制改革の進捗状況:

国有4大商銀の中で、昨年の交通銀行、建設銀行の香港上場、本年の中国銀行の香港・上海上場に続き、工商銀行の上場が既に正式に承認された。残る農業銀行の株式制改革案も現在検討中。

②外銀に対する監督管理規定の修正:

WTO加盟5年を迎える12月11日以降、公約に基づく外銀の内国民待遇に伴い、外銀に対する監督管理規定の修正を行う。外銀管理の原則は以下の4点;

①(WTOの約束の)全面的な承諾と実現、②外銀に対する中国居住者個人の人民元業務を慎重に開放、③国際慣例に基づき、慎重な監督管理とリスクの管理を徹底、④国家の地域経済発展政策に従い、東北、西部、中部における外銀進出を奨励・支持。

EXPERT VIEW

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング 株式会社
国際事業本部 海外アドバイザリー事業部
池上 隆介

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は、2006 年 7 月中旬以降に公布または公表された主な法令を取りあげました。

法令・政策措置	概要
【規則】 ●「国家税務総局の保税区内輸出企業の輸出税還付の関係問題に関する同意」（国税函 [2006] 666 号、2006 年 7 月 6 日発布） ●「建設部、商務部、国家発展改革委員会等の不動産市場への外資参入許可と管理の規範化に関する意見」（建住房 [2006] 171 号、2006 年 7 月 11 日発布） ○「国家税務総局の輸出貨物税還付（免除）の若干の問題に関する通知」（国税函 [2006] 102 号、2006 年 7 月 12 日発布、2006 年 7 月 1 日実施） ○「国家税務総局の外国企業の中国国内での労務提供活動の恒久的施設判定及び利益帰属問題に関する同意」（国税函 [2006] 694 号、2006 年 7 月 19 日発布）	保税區企業が輸出入権を取得した場合の増値税輸出還付の適用に関する通知 外国企業・個人の不動産購入・開発の新たな条件を規定したもの 増値税輸出還付について、規定の期限内に還付申請ができない場合などの処理（国内販売と見なして売上税を計上）、輸出代理を委託した場合の処理（60 日以内に税務局に代理証明交付申請）、進料加工の場合の処理（税関輸出照合・消し込み後、次の増値税申告期限までに税務局で照合手続き）などを通知したもの PE 課税の判定基準に関する通知。「プロジェクトが数年にわたり、外国企業の従業員の一人が中国で労務を提供した期間が 6 ヶ月を超える場合、他の従業員が 6 ヶ月を超えなくても PE を構成」旨、規定

●保税區企業への増値税輸出還付に関する通知が発布

保税區企業が輸出入権を取得して保税區外から輸出した場合、増値税の輸出還付を適用する旨の上記通知が発布された。これは、国家税務総局が青島市国家税務局からの問い合わせに回答したもので、各省・自治区・直轄市・計画単列市の国家税務局宛に通知されている。

2004 年 7 月 1 日からの「対外貿易法」改正施行に伴い、保税區企業も登記によって輸出入権を取得することができるようになった。保税區企業の輸出入権とは、保税區外で輸出者・輸入者となって通関を行う権利をいう。ただし、輸入は輸入通関ができるだけで、輸入した物を中国内で販売することはできない。これを行うには、「外商投資商業領域管理弁法」（商務部 8 号令）によって流通権の認可を取得しなければならない。

一方、輸出については、中国内での物の購入と輸出が一体でできる。今回の通知は、保税區企業が保税區外から輸出した場合に増値税還付を適用するというもので、これまでは地方によって税務局の対応が違っていたが、国家税務総局として方針を明らかにしたものだ。

保税區企業に輸出入権がないときには、国内から購入した物を保税區から輸出するしかなかったが、この場合には増値税の還付がスムーズに行われなかった。その理由は、輸出、外貨回収、増値税還付の手続きをオンラインで処理する電子行政システム（「口岸電子執法系統」）に保税區企業が組み込まれていないことで、そのため一部の地方の税務局では紙ベースの書類で還付申請を受け付けていたが、税関から交付される書類が税務局の還付申請期限内に入手できない、という事情による。

輸出入権を取得して保税区分外から輸出した場合には、税関からの書類入手が早くなるため、期限内に還付申請を行うことが可能だ。ところが、この場合に還付を行うのかどうか、これまで地方によって税務局の対応がばらばらだった。今回、国の方針が出たことで、今後は一律に還付が行われるものと期待される。

なお、輸出入権の取得手続きについては、「対外貿易経営者届出登記弁法」（商務部令 2004 年第 14 号、2004 年 7 月 1 日）に規定されているので、ご参照いただきたい。

●外資の不動産購入・開発を規制

外国企業・個人の不動産購入に対して、新たな規制が設けられた。「非自己使用」の不動産を購入する場合の条件、不動産開発を行う場合の条件がそれぞれ厳しくなった。これは上記表中の通知によるもので、要点は次のとおり。

1. 「非自己使用」の不動産購入の条件

- ① 外商投資不動産企業を設立すること。総投資額が 1 千万米ドル以上の場合、登録資本は 50% 以上、1 千万米ドル未満の場合は現行の規定による。（即ち、300 万米ドル以下は 70% 以上、300 万米ドル超、1 千万米ドルまでは 50% 以上。）
- ② 企業設立後、まず有効期限 1 年の「外商投資企業批准証書」と「営業許可証」を交付し、「国有土地使用証」取得後に正式の「外商投資企業批准証書」と「営業許可証」を交付する。
- ③ 外商投資不動産企業の持分譲渡とプロジェクトの譲渡を受ける場合、また国内不動産企業の買収を行う場合、投資者は「国有土地使用権払い下げ契約」、「建設用地計画許可証」、「建設工事計画許可証」等を履行する旨の保証状を提出すること。
- ④ 国内不動産企業の買収、合併企業の中国側持分取得の場合、従業員の処置、銀行債務の処理、譲渡代金の一括処理を適切に行うこと。不良記録のある国外投資者については、これを許可しない。

2. 不動産開発の条件

- ① 外商投資不動産企業を設立すること。
- ② 外商投資不動産企業が国内外で借入を行う場合、登録資本を全額払い込み、「国有土地使用証」を取得するか、または開発のための資本金が総投資額の 35% 以上であること。
- ③ 契約書などで、外商投資不動産企業の中国側投資者が他の投資者の固定的回収を保証する旨を取り決めてはならない。

3. 国外機構・個人の不動産購入の条件

- ① 中国に支店・代表機構を設立している機構と中国で 1 年を超えて業務・学習を行っている個人は、自己使用・自己居住の商品住宅を購入してよいが、非自己使用・非居住の商品住宅を購入してはならない。
- ② 中国に支店・代表機構を持たない機構と中国での業務・学習が 1 年以下の個人は、商品住宅を購入してはならない。

以上

（本シリーズは、原則として隔週で掲載しています）

CHINA WEEKLY FOREX

人民元の動き

日付	Open	Range	Close	前日比	JPY Close	前日比	HKD Close	前日比	EUR Close	前日比	金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
2006.07.17	7.9970	7.9965~8.0069	8.0048	0.0068	6.8450	-0.0642	1.02960	0.0012	-	-	2.1500	1769.52	18.67
2006.07.18	8.0010	7.9969~8.0068	7.9982	-0.0066	6.8350	-0.0100	1.02905	-0.0006	-	-	2.2067	1770.93	1.41
2006.07.19	8.0010	8.0000~8.0043	8.0028	0.0046	-	-	1.02911	0.0001	10.0080	-0.2174	2.3988	1729.69	-41.23
2006.07.20	7.9925	7.9916~7.9950	7.9920	-0.0108	6.8445	0.0095	1.02810	-0.0010	10.0700	0.0620	2.5863	1740.09	10.40
2006.07.21	7.9895	7.9815~7.9910	7.9820	-0.0100	6.8702	0.0257	1.02713	-0.0010	10.1215	0.0515	2.6539	1750.69	10.60

トピックス

【17日】

- 中国証券報が報じたところによると、温家宝 首相は、国内経済は概して堅調に推移しているものの、同国は固定資産投資を抑制する必要があるとの見解を示した。

【18日】

- 鄭京平 国家統計局報道官は、経済は農家の所得拡大の難しさや過剰な固定資産投資、過度に急激な与信の伸びなどの顕著な問題に直面しているとし、一部企業の利益率は原材料とエネルギーコストの上昇によって圧縮されているとの見解を示した。その一方、2006年下半年期の中国経済については、政府の流動性引き締め策が効果をあげており、急速かつ安定した成長路線を維持するとの見解を示した。
- アジア開発銀行は、2006年の経済成長率予想を前年比+9.5%から同+10.1%へ、2007年についても同+8.8%から同+9.0%に引き上げた。

【19日】

- 中国紙が報じたところによると、劉明康 銀监会委員長は、供給過剰の業種に対する銀行融資の抑制を一段と強化しているとした上で「信用の拡大圧力は緩和しておらず、金融機関による融資が伸び続けるリスクが増している」「供給過剰に直面する業種に融資する銀行は厳格な承認手続きに従うべきである」と述べた。

【20日】

- 中国証券報は、政府は戦略石油備蓄を管理する専門機関の設置を計画していると報じた。

【21日】

- 中国証券報が報じたところによると、巴曙松 國務院発展研究センターエコノミストは、投機を制限し過剰流動性を抑制するため、人民元の柔軟性拡大に向け取引レンジを広げる必要があるとの見解を示した。
- 中国紙が報じたところによると、国家外為管理局(SAFE)高官は、流動性対策の一環として人民元改革を推進すべきだが、改革は段階的かつ管理可能な形で進めるべきであるとの見解を示した。
- 中銀は、過熱する景気を抑制するため、預金準備率を+0.5%ポイント引き上げると発表した。8月15日から実施する。

RMB レビュー&アウトルック

- 17日、1米ドル7.9970円で寄り付いた人民元は、週初は8.0元を挟んで揉み合ったものの、政府が上半期主要経済指標を発表して以降週末に掛け人民元が急伸する展開となり、週末は制度変更後高値となる7.9815元まで上昇して越週した。18日には、2006年第2四半期の経済成長率が予測を大きく上回る+11.3%となった事が発表された。同時に発表された声明では、過剰な固定資産投資や急激な貸出の増加の問題に直面しているとされたが、早速週末には引き締めの為、預金準備率の0.5%引き上げが発表されている。今後も金利引き上げなどの景気抑制策の実施が予測されている。

(市場業務部 為替グループ アジア・エマージング通貨チーム)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さい。宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。